

介護キャリア段位制度の導入支援策のご案内①

介護事業所・施設で介護キャリア段位制度に基づく評価を実施した場合、以下の施策が活用できます。介護キャリア段位制度は、有効なOJTツールであるとの評価を得ていますので、これらの施策を活用しつつ、積極的な導入を図ってください。

①介護報酬のキャリアパス要件への該当

介護事業所・施設において、資質向上のための計画に沿って、OJTの一環として介護キャリア段位制度を導入し、全ての介護職員に周知した場合、介護報酬の介護職員処遇改善加算におけるキャリアパス要件を満たすこととなります。

②キャリアパスの導入に対する助成【職場定着支援助成金（個別企業助成コース）】

介護事業者が、介護キャリア段位制度を活用して、新たに評価・処遇制度（キャリアパス）を導入・実施した場合に10万円を支給します。また、制度の導入・実施により、従業員の離職率を低下させた場合（※）に60万円を支給します。

※ 低下させる離職率の目標値は、対象事業所の規模によって異なります。

③申請手数料の負担に対する助成【キャリア形成促進助成金】

介護職員の申出に基づき、介護事業者（中小企業事業主に限る）がキャリア段位レベル認定の申請手数料（*）を負担する場合、負担額の2分の1が助成されます。

* 特定被災区域の介護事業所・施設に所属する介護職員は3,500円、それ以外の介護職員は7,100円（27年度）。

※ ②・③の詳細な内容や助成金の申請方法等は、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください。なお、上記は平成27年9月現在の内容です。今後変更となる場合があります。

介護キャリア段位制度の導入支援策のご案内②

④ジョブ・カードへの反映

介護キャリア段位制度に基づく評価基準により、ジョブ・カードの評価シートを作成できます。これにより、介護キャリア段位制度の実施を通じて、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施できます。また、介護職員も、ジョブ・カードを採用面接に活用できます。

⑤職業訓練の実施に対する助成 【キャリアアップ助成金（人材育成コース）】

有期契約労働者等（*1）に対して、介護キャリア段位制度を活用した有期実習型訓練（*2）を実施する介護事業者に対して、一定の支給要件を満たせば、右表の助成が行われ、処遇の改善などキャリアアップを促進します。

- *1 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む）
- *2 ジョブ・カードを活用した、OFF-JTとOJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練
- *3 助成金の活用にあたっては、ガイドラインに沿って、「キャリアアップ管理者」を配置し、処遇改善等の取組を盛り込んだ「キャリアアップ計画」の作成が必要

Off-JT（座学）		OJT （キャリア段位）
賃金助成	経費助成	
介護職員1人 1時間あたり 800円 〔500円〕	介護職員 1人あたり 最大30万円を 上限 〔20万円〕	介護職員1人 1時間あたり 800円 〔700円〕

注：〔 〕内は、大規模な介護事業者の場合
注：経費助成の上限額はOff-JTの訓練時間数に応じる

※ ④・⑤の詳細な内容や助成金の申請方法等は、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください。なお、上記は平成27年9月現在の内容です。今後変更となる場合があります。